**平成２２年（フ）第３６０号**
さいたま市北区別所町18番地22
破産者　早坂　城治
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第３７３号**
さいたま市桜区田島６丁目３番12―403号、旧住所埼玉県草加市吉町３丁目３番55―２―1005号
破産者　大垣みさ子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９７号**
埼玉県川口市安行出羽２丁目12番４号　レオパレスプリムローズ208号室
破産者　末柄　良規
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４８０号**
埼玉県上尾市上町２丁目７番26号　K＆M上尾102
破産者　布川　周一
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第２７０６号**
東京都町田市金井８丁目６番４号
破産者　吉原　　豊
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７３４号**
横浜市神奈川区西神奈川１丁目13番地14　ライオンズマンション東白楽第２・202号
破産者　五十嵐　亙
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３１号**
相模原市南区磯部372番地６
破産者　松下　　稔
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第１４９号**
相模原市中央区矢部４丁目13番17号　メゾンアコール205
破産者　柴野　佳英
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６２号**
富山市藤の木園町206番地
破産者　島地　一雄
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３９７１号**
大阪市天王寺区真法院町20番35号
破産者　工藤　　明
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９５７号**
大阪府箕面市小野原東２丁目10番５号
破産者　谷川　眞次
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８０３２号**
大阪府吹田市藤白台１丁目１－５　ステイツ千里藤白台402号室、開始決定時住所大阪府吹田市山田東２丁目10番15―707号
破産者　平井　尉史
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８１２０号**
大阪市平野区平野本町２－２－１、開始決定時の住所大阪市平野区平野上町２丁目２番６号
破産者　中嶋　寛寿
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９１４７号**
大阪府守口市八雲北町２丁目５番16―105号
破産者　立花　則孝
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１９号**
山口県美祢市豊田前町麻生下10　美祢社会復帰促進センター、開始決定時の住所大阪府枚方市長尾谷町１丁目305番地の４　603
破産者　リベラルシステムズこと　小川幸次郎
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４０４号**
大阪市城東区東中浜９丁目６番９号、前住所大阪市城東区東中浜９丁目３番32―417号
破産者　槇井寛治郎
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５７０号**
大阪府門真市千石西町14番地の66棟108号室、開始決定時の住所大阪府門真市巣本町５番15号
破産者　木戸　　誠
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２７２号**
大阪府豊中市熊野町４丁目20番31―205号
破産者　深江　　聡
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部